

令和7年（行ウ）第20号、第32号
地位確認請求事件
原告 株式会社長澤薬品 外2名
被告 国

陳述書

令和7年10月23日

東京地方裁判所 民事第38部B1係 御中

氏名 扇柳 創輔 

私は、オオギ薬局グループの代表であり、同薬局神田本店（以下、「当薬局」といいます。）を経営する薬剤師の扇柳創輔と申します。本件訴訟に関し、私たちが厚生労働省から直接受けた指導の実態と、それによって感じた恐怖について、以下のとおり陳述いたします。

1 開業時のこと

私は、2015年に、三鷹市で東京初の処方箋なしで病院の薬が買える薬局としてオオギ薬局を開業しました。2025年現在、神田本店をはじめ、恵比寿店や新宿店など、東京都内で7店舗グループ展開しています。

2021年（令和3年）頃、コロナ禍で患者さんや他薬局からの相談が急増する中、少しでも多くのひとの役に立てればと考え、私たちは零売薬局の店舗展開や他薬局との協業を進めており、メディアで取り上げられる機会も増えていました。

2 厚生労働省からの呼び出し

そのような中、2021年11月か12月頃、当薬局に対し、厚生労働省の担当官から「零売の運用実態について話を伺いたいので、なるべく早くに、厚生労働省まで来庁して欲しい。」とやや強い口調で電話がありました。私とオオギ薬局恵比寿店の代表村上正樹の2名は、とても驚き、どうにか急いで日程を調整し、2021年12月13日に、霞が関にある厚生労働省の庁舎へ出向くことになりました。

3 厚生労働省による指導の内容

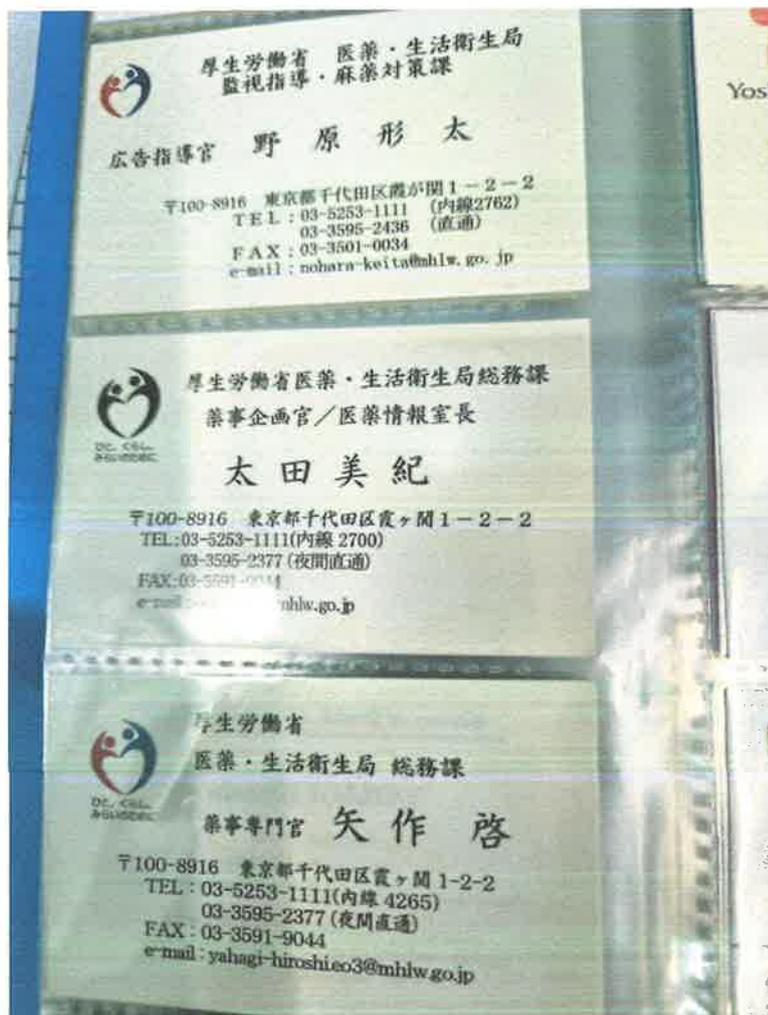
当日、私たちは、厚生労働省の会議室に通され、3名の担当官から指導を受けることになりました。その3名の担当官とは、

厚生労働省医薬局総務課の薬事企画官医薬情報室長の太田美紀さん

同省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課広告指導官の野原形太さん

同省医薬・生活衛生局総務課薬事専門官の矢作啓さん

であり、その際にいただいた名刺は以下の通りです。



担当官らの指摘は、終始、私たちの薬局のウェブサイト集中しました。彼らが問題視したのは、私たちが、本来例外であるべき零売をいわば大っぴらにやっていること、ウェブサイト上に「処方箋がなくても薬が買える」という趣旨の広告を掲載したり、「取扱商品一覧」で販売可能な医薬品の具体的な「商品名」「写真」「金額」が掲載されていた点でした。

担当官らは、広告適正基準を持ち出してあたかも零売だけに限定した規制ではないような言い回しをして当初誤魔化していますが、顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であるという「広告」該当性の要件をどう考えても満たしていない当薬局のホームページを対象にして、結局は、後半は、率直に、処方箋なしで医療用医薬品が買えるというような表現はやめてもらいたいということを強く言っていました。担当官は、特に以下の点を強く指摘し、零売を専門でやることは、平成26年の通知に違反するのでやめるようにというメッセージを何度も伝えてきました。

- 1 零売は例外であり、原則として処方箋がない販売や、これを促す広告もできないとの警告

担当者は、「基本的には処方せんなし以外の医薬品であっても処方せんに従って売ってほしいし、ただ、やむを得ない場合に、やっぱり緊急でなんかこ

う、患者さんが欲しいって言った時に対応できるを残しているという、そういうスタンスなので、バンバンの処方せんなしで買えるんですよってというような広告とかは、こちらから奨励するようなものではないというふうにして認めているもの」（甲37、13頁）だと指摘して、平成26年に厚生労働省が出した通知に違反している旨警告しました。

2 零売という制度自体を廃止することの警告

また、担当官は、「零売は結構いろんなところで、どんどん、この広告もそうですけど、広告というかホームページもそうですけど、目立つというか、販売を逆に奨励している節があるんじゃないかっていうことで、様々な厳しいご意見を頂くことが多くなってきているのは事実なんです。」「こうギリギリ厳しく規制してどうこうというようなことではないんだと思っていますので、ここは、適切に、なんとかこう売っていただきたい」「そうでないと、もう、本当に、これで、いうことであれば、本当に零売自体をちゃんと整理して、枠組み自体がいけないんじゃないかとか、そういうふうな方向につながってってしまう」（甲37、14頁）と告げ、厚生労働省の指示に従わないと、零売という制度自体を廃止する方向になると警告しました。このことは実際に、今年の5月14日の薬機法改正案の成立により現実化したのですが、そのことを、2021年の頃から警告し、平成26年の通知に従うよう事実上強制されました。

4 指導がもたらした圧力

私と村上は、あくまで法律の範囲内で適正に業務を行っていると自負していました。しかし、厚生労働省の担当官らから、「零売は本来、災害時など『やむを得ない場合』に限られるべき」「あなた方のやり方は趣旨が違う」と、私たちの事業モデルそのものを否定するような言葉を突き付けられました。

私たちは「指導に従わなかったらどうなるのか」と尋ねました。これに対し、担当官は、「こちらとしても、しつこくお話をさせていただくことになる。」「そうなれば、お互い『痛くもない腹を探る』ことになりかねない。」と述べました（甲37、12頁）。

これは、単なる「助言」ではありません。国の指導に従わなければ、別の手段、例えば、保健所による頻繁な立ち入り検査などで圧力をかけることを示唆する、明らかな「脅し」でした。

私たちはその場で明確な回答を保留しましたが、その後もウェブサイトの修正を行わなかったところ、翌2022年（令和4年）に令和4年通知（甲3）が出された直後、再び厚生労働省から呼び出しを受けました。2回目の指導は、「なぜ前回指導したことをやらないのか」「ちゃんとやれ」という、さらに強圧的なものでした。

国の行政機関から二度にもわたり直接呼び出され、事業の根幹である広告・広報活動を名指しで非難され、修正を強要されたことは、一事業主として非常に大きな影響にさらされる問題であり、計り知れないプレッシャーでした。

私たちは、法律ではなく、霞が関の担当官の解釈一つで、いつでも事業を停止させられかねないという不安定な地位に置かれました。このことは、私たちの事

業に大きな影響を与えるだけでなく、本当に零売が必要な地域住民の皆さんたちに多大な迷惑をかけてしまいことをとても辛く思っています。この経験から、厚生労働省の「通知」が、現場の私たちにとって、法律と同様な「規制」として機能していることを痛感しました。

5 最後に

今回、法改正で、私たち零売専門の薬局は、廃業に追い込まれます。国は、例外的には零売は認められると説明しますが、その例外があまりに狭すぎて、本当に医師の診療を必要としない、いつも使う、危険性がない医療用医薬品を購入したい高齢者や、子供を持つお母さんのような方々が、単に処方箋をもらうためだけに、日々何時間も病院の待合室で診察を待たねばならない状況に追い込まれます。このような方々にとって本当に零売は有害なものなののでしょうか。有害でないとすればなぜ規制されなければならないのでしょうか。

広く多くの方々に、零売という制度を知ってもらったり、「処方箋なくても病院の薬が買えます」という内容を公言することが本当にいけないことなののでしょうか。厚生労働省に呼びつけられて執拗に圧力をかけられるべき悪いことなののでしょうか。

そのような理不尽なことを行なっておいて、平成26年と令和4年の通知は、当局内部の取り決めだったという国の言い訳は通用するのでしょうか。私たちの営業の自由、職業選択の自由、表現の自由が不当に侵害されていると主張することは本当に大袈裟なののでしょうか。

私たち零売を専門に扱う薬剤師は、このように厚生労働省や保健所から、何度もあり得ないほど圧力をかけられ続け、今や全国でも数えるほどになりました。でも、その残った数えるだけの薬剤師たちは、この制度が、国民にとって無くしてはいけない有効な制度だと信じて、この制度をもっと広く知ってもらいたいという信念を持って、精神的に追い詰められながらも活動しています。私は、この裁判で、今までの国のやり方が、違憲であり、違法なものであったと認めてもらいたいです。

裁判官におかれては、私たちが今まで置かれてきた状況に目を向け、公正なご判断を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。 以 上